

静岡市立中学校部活動ガイドライン【概要】



令和元年6月
学校教育課

「静岡市立中学校部活動ガイドライン」を令和元年8月から全面実施します

部活動は、本市が目指す「たくましくしなやかな子どもたち」を育成し、人間形成のための魅力ある教育活動です。そこで、教育委員会では、生徒にとって一層有意義な活動とするための指針として、平成30年2月に「静岡市立中学校部活動ガイドライン」を策定し、平成30年4月から平成31年3月までを実施状況検証期間として見直しを進めてきました。その結果を踏まえ、一部に改正を加えたものを令和元年8月から全面実施します。

- 趣旨
- 生徒の心身のバランスがとれた成長を促すため、**適度な休養**を確保する
 - 部活動の質的向上を図るため、効率的・効果的な技術指導ができる**多様な外部人材**を活用する
 - 部活動の適正化を図り、**教員の働き方改革**の取組とする



ガイドラインのポイント

Point
1

部活動の意義・目的

部活動を通して、目標達成に向け粘り強く挑戦する、公正と規律を尊ぶ態度を身に付ける、学級や学年を超えた集団で協力し、切磋琢磨する、他者を思いやる心や好ましい人間関係や連帯感などの社会性を育むことを目指します。

部活動の意義は、**人間形成に資するもの**とする

Point
2

部活動指導5原則

生徒の主体的かつ意欲的な取組の支援の基盤となる指導の在り方を定めます。

- ① **生徒が主人公**の部活動とする
- ② **体罰や暴言の禁止を徹底**する
- ③ 発達段階や健康状態を考慮した**適切な活動量**で行う
- ④ **安全管理を徹底**する
- ⑤ 指導者も生徒も**達成感をもって取り組める活動**とする



Point
3

部活動の活動日の設定

生徒の心身のバランスのとれた成長を促すため、部活動の活動日等を明確にし、集中した取組と適度な休養の確保に留意するとともに、効果的な練習方法等を取り入れます。また、生徒が休日に家族と過ごしたり、地域の活動等に参加したりする機会を確保することができます。

①活動日：**週4日**

平日：原則として火曜日、水曜日、金曜日の**3日**

週休日：土曜日又は日曜日のどちらか**1日**

②部活動なしの日：**年間6日程度**

市一斉：5月第三土曜日、11月第二土曜日、12月第一日曜日の**3日**

中学校ごと：**年間3日程度**



- ・校長は、学校週5日制の趣旨を確認、徹底し、保護者への啓発に努めること。
 - ・校長は、合理的・科学的な練習の開発に努める等、部活動の見直しを行うこと。
- ※大会の在り方や指導の在り方の見直しに係る協議を進める間、校長は、上記2つの啓発や見直しを通常から行った上で、生徒の主体的な要望に基づき、指導者が必要と判断し、活動の申出を行い、校長が特に必要と認めた場合、生徒の過度の負担にならないことを確認し、別の活動日を許可することができる。ただし、活動日以外に活動した場合は、別な休養日を確保すべきものとする
(別の休養日のとり方の例) 週5日活動した場合は、翌週の火曜日を休養日にする など

※……実施状況検証期間を経て改正した内容です

Point
4

部活動の指導者

技術的指導ができる多様な外部人材を活用します。教育委員会がライセンスを付与した外部顧問は、校内指導者(教員)と同等の役割を担います。外部指導員は、技術的指導の補助を行います。また、部活動指導者(教員、外部顧問、外部指導員)の資質向上のための研修を充実していきます。さらに、指導力のある人材の確保のため、企業等の民間活力を活用していきます。

①外部顧問^{※1}の任用・配置

教育委員会が行う研修を受講し、外部顧問に適していると認められた者に、**「ライセンス」を付与**し、各中学校の実情や希望を考慮し、配置

②外部指導員の任用・配置は継続

※1) 外部顧問：部活動顧問(教員)と同等に「単独指導」、「単独引率」、「大会運営に関わる業務」等を行うことが可能